



ŌMIYA NEWS



No.52 2023年9月29日 JR東労組大宮地本

柔軟な働き方の推進について

提案を受ける！

9月27日

1. 実施内容

2023年3月のダイヤ改正において提案した乗務員行路に指定した「その他時間」の他、営業統括センター等にて行う業務を拡大するなど、これまでの役割分担に捉われない柔軟な働き方を一層推進していく。

2. 実施期日

2023年11月1日

労使議論

組:2023年3月ダイヤ改正における労使の議論経過や認識を改めて伺いたい。

会:ダイヤ改正(その2)で議論してきて、議論経過を踏まえれば会社がしっかり伝えられなかったという部分もあるが、乗務員の「その他時間」に限った兼務発令を行っていくという事は労使で認識を一致してきたと認識している。

組:統括センターですと大宮車掌区、大宮運転区、宇都宮運輸区が該当するが、他の乗務員職場も「その他時間」を担っていて、その意味ではこの提案を全ての乗務員職場で適用していきたいという事か?

会:その通りだ。

組:実施日が11月1日であり、統括センターの提案もされた。実施時期が違うがどのような認識なのか?

会:統括センターの提案の時もトライアルという事も話もさせてもらった。中身が具体的に決まっている段階にないが、乗務員が駅の出札などに入る事なども想定されるので実施していきたいと考えている。

組:「営業統括センター等にて行う業務」とあるが具体的に示せるものは?

会:出札、改札、ホーム業務、新幹線、乗務員区で対応してこなかった内勤企画業務などである。

組:現金取り扱いなど業務の拡大などについて説明はしっかりして欲しい。申18号の議事録確認を前提として業務を拡大していくものは示してもらわないといけない。いつの間にか「兼務なので〇〇やってください」となってしまう、適正が合わず仕事が出来なくなっている人もいる現実がある。認識はどうか?

会:申18号の議事録確認が前提でという認識があって提案させていただいている。

組:労働条件が大きく変わる中で駅業務やって乗務員もやる。そうすると教育どうするんだという話になる。兼務発令があるから、むやみやたらに様々な働き方が出来るんではないかという問題意識がある。離職や健康を害したりなど一番懸念しているし、今もそういった実態がある。今回の兼務発令でそういった方が拡大していく可能性が高いと思っている。兼務だから何でも出来るというのではなく、希望をしっかりと聞ける環境などが重要であると考えている。

会:会社も硬直的に考えているわけではなく、労働組合と議論出来る形はあると思う。これまでの経過を踏まえて議論を深めさせていただきたい。

何でもありの兼務発令は許されない！